

福岡県公報

平成24年2月10日
第3361号

目次

告示(第198号-第202号)

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定
(会計管理局会計課) …………… 1
- 道路の区域の変更
(道路維持課) …………… 1
- 指定介護老人福祉施設の指定
(高齢者支援課) …………… 2
- 土地収用法に基づく事業の認定
(用地課) …………… 2
- 建築基準法に基づく道路の指定
(建築指導課) …………… 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示
(福祉総務課) …………… 5

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) …………… 5
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) …………… 6

内水面漁場管理委員会

- 水産動物の採捕禁止区域及び期間
(水産振興課) …………… 6
- 水産動植物の採捕禁止区域及び期間
(水産振興課) …………… 7

告示

福岡県告示第198号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 サンリブ宗像
- (2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

福岡県告示第199号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
290	朝倉市甘木2130-1 大内町団地B-725 木村 恵子	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内売店	平成24年 2月1日

福岡県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡線 直方	前	宮若市脇田231番8先から 宮若市小伏40番1先まで	14.5 ～ 19.0	662.0
			後	宮若市脇田231番8先から 宮若市小伏40番1先まで	14.5 ～ 19.0	

福岡県告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの 種類	介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護老人 福祉施設	4072400692	特別養護老人ホーム ちくご船小屋筑後市大字志121番 2	社会福祉法人 陽山会	平成24年 2月1日
介護老人 福祉施設	4071902342	ユニット型介護老人福祉施設 春のおとずれ 田川市大字伊加利2047-3	社会福祉法人 松原福祉会	平成24年 2月1日

福岡県告示第202号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市高宮公民館等複合施設増改築事業

3 起業地

(1) 取用の部分

福岡県福岡市中央区大宮二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成23年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市中央区大宮二丁目地内において、高宮公民館を増改築するとともに、増築部分に高宮老人いこいの家を複合化した施設を整備するものである。

高宮公民館は昭和63年度に、高宮老人いこいの家は昭和49年度に建設されたもの

であり、両施設ともに狭隘であるうえ、老朽化しており、また、高宮公民館は、バリアフリー化もなされておらず、現行施設規模基準の150坪公民館に比べて機能的に著しく劣っていることから、住民の利用に支障を来している。

そこで、福岡市においては、両施設の増改築の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、従前と同様に両施設の相互利用を図ることで世代間交流による社会教育活動等の充実が期待できることなどに鑑み、両施設を複合化した施設を整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、高宮校区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の展開の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、現在の高宮公民館の敷地との位置関係、環境、工事施工の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、街区公園（一本木公園）の敷地とも隣接し、公民館と公園の一体的な利用が可能で、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも増改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと

認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市高宮公民館等複合施設増改築事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市中央区役所（総務課）

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指 定 年月日
福岡県福岡県土整備事務所長	起点：糟屋郡久山町大字久原1879番1 終点：糟屋郡久山町大字久原2062番3	174	8.2～41.2	23福整第220号	平成23年4月11日

新宮町緑ヶ浜土地 区画整理組合 理 事長 下瀬 博貴	起点：糟屋郡新宮町緑ヶ 浜四丁目1321番1 終点：糟屋郡新宮町緑ヶ 浜四丁目1351番1	490.10	9.5~15.0	23福整第 220号- 2	平成23年 4月12日
松田 武	起点：太宰府市都府楼南 四丁目808番3 終点：太宰府市都府楼南 四丁目808番3	33.29	5.5	23那整 244号	平成23年 4月12日
福岡県那珂県土整 備事務所長	起点：筑紫野市大字吉木 2385-7 終点：筑紫野市大字吉木 2577-1	825	12.5~15.5	23那整 244号- 2	平成23年 4月14日
福岡県京築県土整 備事務所長	①起点 行橋市南泉一丁 目472-1先 終点 行橋市泉中央八丁 目168-3先 ②起点 行橋市泉中央八 丁目501-1先 終点 行橋市南泉四丁目 662-2先	①220 ②350	①10.7~ 42.0 ②10.7~ 33.2	23北整第 8号	平成23年 4月19日
福岡県直方県土整 備事務所長	①起点：直方市新町二丁 目458-1地先 終点：直方市新町二丁目 1444-5地先 ②起点：直方市新町一丁 目445-5地先 終点：直方市新町一丁目 1460-3地先	①182 ②176	①5.00~ 7.00 ②5.00~ 6.00	23飯整第 364号- 1	平成23年 4月22日
行橋市長 八並 康一	起点：行橋市行事七丁目 60番13号の地先 終点：行橋市行事六丁目 271番1号	765.5	9.05~9.8	23北整第 8号-2	平成23年 4月25日
福岡県京築県土整 備事務所長	起点 行橋市大字稲童 2558 終点 行橋市道場寺1465 -1	1,100	10.0~35.6	23北整第 8号-3	平成23年 4月25日

阿蘇 友次 阿蘇 ユキ	起点：筑紫野市大字永岡 432-6 終点：筑紫野市大字永岡 487-6	55.3	5.0	23那整 244号- 3	平成23年 5月24日
福岡県北九州県土 整備事務所長	起点：福津市福岡駅東三 丁目2896番3先 終点：福津市福岡駅東一 丁目3354番1先	440	17.0~38.8	23北整第 8号-4	平成23年 6月6日
大任町長 永原 讓二	起点：田川郡大任町大字 今任原22番1 終点：田川郡大任町大字 今任原87番8	111.89	6.0	23飯整第 364号- 2	平成23年 6月6日
福岡県知事 小川 洋	起点：嘉穂郡桂川町大字 土師3632-3地先 終点：嘉穂郡桂川町大字 土師3632-6地先	70	6.0	23飯整第 364号- 3	平成23年 6月7日
福岡県南筑後県土 整備事務所長	区間A 起点：三潞郡大木町大字 八町牟田714 終点：三潞郡大木町大字 八町牟田785-6 区間B 起点：三潞郡大木町大字 八町牟田785-8 終点：三潞郡大木町大字 八町牟田780-2 区間C 起点：三潞郡大木町大字 八町牟田783-1 終点：三潞郡大木町大字 八町牟田797-11 区間D 起点：三潞郡大木町大字 八町牟田797-4 終点：三潞郡大木町大字 八町牟田789-1	区間A 151.5 区間B 80 区間C 20 区間D 67	区間A 14~17 区間B 7.5~14 区間C 14~28 区間D 10.5~13.5	23久整第 901号	平成23年 6月14日
糸島市長野行政区 代表 吉田 健雄 、福井 隆夫	起点及び終点：糸島市長 野1299番1	19	7.77~8.0	23福整第 220号- 3	平成23年 6月15日

株式会社 秀建 代表取締役 栗原 秀利	起点：太宰府市国分二丁目451番4の地先 終点：太宰府市国分二丁目451番8の地先	31.08	6.0	23那整 244号- 4	平成23年 7月1日
福岡県八女県土整備事務所長	起点：八女市鵜池字前田159-4 終点：八女市鵜池字前田161-1	62	9.68~ 10.29	23久整第 901号- 2	平成23年 7月 6日
福岡県久留米県土整備事務所長	起点：小郡市寺福童字西内畑435番3地先 終点：小郡市寺福童字前田746番3地先	340	15~17	23久整第 901号- 3	平成23年 7月19日
福岡県土整備事務所長	起点：糟屋郡粕屋町大字大隈1229番1 終点：糟屋郡粕屋町大字大隈1229番11	100	17	23福整第 220号- 4	平成23年 8月9日
福岡県田川県土整備事務所長	起点：田川市魚町2171-2地先 終点：田川市魚町2172-8地先	43	11.75~ 12.05	23飯整第 364号- 4	平成23年 8月9日
株式会社 大建 代表取締役 松尾 憲親	起点：糸島市荻浦字五反田575番6 終点：糸島市荻浦字五反田575番1	83.2	6.0	23福整第 220号- 5	平成23年 8月10日
福智町長 浦田 弘二	①起点：福智町金田928-4地先 終点：福智町金田926-13地先 ②起点：福智町金田926-1地先 終点：福智町金田681-4地先	①41.2 ②83.8	①5.0~7.0 ②7.0	23飯整第 364号- 5	平成23年 8月18日
大野城市長 井本 宗司	起点：大野城市乙金一丁目471番3 終点：大野城市乙金三丁目424番1	376	13	23那整 244号- 5	平成23年 8月26日
株式会社 アルシ スホーム 代表取 締役 小柳 義則	起点及び終点：糟屋郡志免町片峰四丁目2146番2	43.57	6.0	23福整第 220号- 6	平成23年 9月14日

豊前市長 釜井 健介	起点：豊前市大字赤熊1420-14 終点：豊前市大字八屋1853-12	300	16	23北整第 8号-5	平成23年 9月26日
福岡県那珂県土整備事務所長	起点：春日市小倉一丁目153番地 終点：春日市小倉一丁目18番地	240	25	23那整 244号- 6	平成23年 9月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県社会福祉法施行細則（昭和29年福岡県規則第61号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成24年2月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、寄附金募集に係る規定等の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則の公布日

平成24年2月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第26号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

平成24年2月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年3月16日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第27号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年2月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成24年3月14日（水） 13:30~16:30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成24年3月15日（木） 13:30~16:30	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成24年3月16日（金） 13:30~16:30	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成24年2月10日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下流端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成24年3月1日から平成24年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成24年2月10日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成24年3月1日から平成24年5月31日まで